

阿見町地域防災計画の修正について

■阿見町地域防災計画とは

阿見町地域防災計画は、国の災害対策基本法第42条の規定に基づき、阿見町防災会議が作成及び修正する計画。

町民の生命、身体、及び財産を災害から守るため実施すべき対策及び今後の方向性を定めており、町の防災活動の効果的かつ具体的な実施を図ることに重点を置いている。

■改定の背景

国の防災基本計画及び県地域防災計画の改定等による

□主な改正内容

〈国、県等上位計画の修正に基づく内容〉

1. 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
2. 避難所の生活環境の充実及び運営面の改善

〈能登半島地震を踏まえた修正内容〉

3. 被災地の情報収集に衛星通信機器やドローンの活用
4. 外部からの応援を迅速・的確に受け入れて、自治体を支援する体制を整備
5. 物資の調達、輸送に運送業者と連携を確保

〈その他〉

6. 町防災公園の位置付け (地震-10)
7. 町保健師の位置付け (地震-28)
8. 策定済み「地区防災計画」の承認

1. 避難所以外で避難生活を送る 避難者等への支援

○避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

背景…近年の災害で自宅等で災害関連死が多く発生していることを踏まえ、国の「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会（令和6年6月）」で、今後地方自治体で取り組むべきとされた方策等が国の防災基本計画に追加された。

⇒町の修正概要

- ・在宅避難者等の支援方策の検討
- ・車中泊避難のためのスペースを設置する等支援方策の検討

2. 避難所の生活環境の充実及び 運営面の改善

○避難所の生活環境の充実及び運営面の改善

茨城県の動向…避難所の生活環境の向上のため、備蓄や民間企業との物資調達に関する協定の締結により、避難所開設当初から簡易ベッドの設置や快適に使える仮設トイレ、防犯ブザー、授乳服等の確保に努める。

⇒町の修正概要

- ・ 避難所開設当初からの簡易ベッド等の設置や仮設トイレ等の設置による生活環境の充実
- ・ 避難所における生活用水の確保

3. 被災地の情報収集に衛星通信 機器やドローンの活用

○被災地の情報収集に衛星通信機器やドローンの活用

国・県の動向…通信や交通網の途絶した地域への救済手段として、能登半島地震の際に有効に機能した設備等の整備を推進していく

⇒町の修正概要

- ・衛星通信を活用したインターネット機器運用の検討
- ・交通の途絶により孤立した地域への無人航空機等を活用した輸送手段の検討

**4.外部からの応援を迅速・的確に
受け入れて自治体を支援する体制
を整備**

○外部からの応援を迅速・的確に受け入れて自治体を支援する体制を整備

背景⇒能登半島地震の際、被災自治体の職員だけでは満足に復旧活動ができなかったところが多く、外部からの応援隊を的確に受け入れる環境づくり（受援体制）の整備が急務

⇒町の修正概要

- ・既存の受援計画を精査し、更なる受入体制の整備に努める
- ・派遣職員が被災地において自活するための資機材や装備品等の携帯
- ・応援職員の宿泊場所等の事前確保・リストアップ

5. 物資の調達、輸送に運送業者と連携を確保

○物資の調達・輸送に運送業者と連携確保

背景⇒能登半島地震の際、発災当初に市町村の職員や自衛隊等が車や徒歩で物資の搬送を行っており、非効率的であった

⇒町の修正概要

- ・運送業者等との連携による、物資輸送拠点の効果的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保に努める

6. その他

○町防災公園の位置づけ

理由⇒地震災害時における復旧・復興拠点及び周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する都市公園の整備を促進するため

○町保健師の位置づけ

理由⇒災害時の保健活動について、限られた保健師の人材を集約し、一元的に活動するということを明記するため